

第14回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成26年6月12日(木)

午前10時

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング35階

東海大学校友会館 阿蘇の間

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額
及び内容決定の件

第5号議案 定款一部変更の件

14th

DI

目次

株主の皆様へ	01
招集ご通知	03
事業報告	04
連結計算書類	25
計算書類	31
株主総会参考書類	36
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株式会社 ドリームインキュベータ

証券コード：4310



第14期の業績は細かく見れば改善の余地が多々あり不満を残しますが、大きく見れば極めて順当に積み上がってきています。

具体的に御報告しますと売上高は90億9,200万円で前期比18.2%増となりました。

次いで営業利益は11億4,100万円で同48.5%増、経常利益は11億100万円で同45.1%増、当期純利益は8億5,400万円で同27.2%増となりました。配当につきましては昨年、配当性向30%ということをお約束いたしましたので、1株当たり2,600円とさせていただきます。

まず前期を手短かに振り返り、今期以降の考え方、見通しをお話しさせていただきたいと思っています。

営業投資事業は、前期IPOが4社ありました。

一部株式を売却いたしましたが大半は今期に持ち越し、その含み益は約60億円になります。

即ち営業利益の5～6倍のものを今期に持ち越したということです。これら4銘柄については持続・一部売却・売却等の作戦は既に立てておりますが、事の性質上公表するわけにはいきません。

次いでコンサルティング事業は先行投資の調査、事業子会社への派遣等で2ケタの人員をさかざるをえなかったこともあり、売上高が21億7,100万円、対前年比で8.7%減となりましたが、今期は盛り返せると判断しています。

子会社群ではベトナムは絶好調。上海、シンガポールも概ね軌道に乗っています。

最大の子会社であるアイペットは売上高51億円で対前年比19.0%増、当期純利益で3億4,400万円で同12.9%増と想定通りの順調な伸びをみせてくれました。

他方リバリューは売上高が7億4,400万円で、対前年比54.4%増ですが当期純利益は1億3,700万円の損失でおわかりました。倉庫でのオペレーションはようやく順調にいくようになりましたがシステムが脆弱で現在強化中です。10月頃にはシステムも順調に動く予定です。一方、営業面は事実上人員を換骨奪胎した混乱が期末迄続きました。この営業面の強化が今期のリバリューの成否を握っていると思います。

一方、ベンチャー投資は久し振りに活発化させています。

前期からインテレクチュアル・プロパティ (IP) 系のコンテンツに集中投資しています。IP系は経営コンサルティングとの親和性も高く極めて有望なだけでなく有利な条件で話ができることが多いのが特徴。

昔ヤケドした日系ベンチャーキャピタル的な投資は徹底的に排除し、現在はいわゆるクラブディール的な投資を中心としています。クラブディールは良く知っている仲間から来る話なので成功確率は高く失敗確率が低いと考えています。

また持てるビジネスプロデューサーの総数に限りがあること、ビジネスプロデューサーを投入できるかどうかでベンチャーの成長率に大きく違いが出てくるというこれまでの体験から、投資対象には原則20%以上の投資、最低でも10%ということを進めています。

ということで今ドリームインキュベータは大きく変身中ですのでおおいに楽しみにして下さい。

株式会社ドリームインキュベータ

代表取締役会長 堀 紘一

株主各位

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
株式会社ドリームインキュベータ
代表取締役会長 堀 紘 一

第14回定時株主総会招集のおしらせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月11日午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	平成26年6月12日（木曜日）午前10時
2	場 所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 35階 東海大学校友会館 阿蘇の間（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	報 告 事 項 1. 第14期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第14期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件 決 議 事 項 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 監査役補欠者1名選任の件 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 第5号議案 定款一部変更の件

以 上

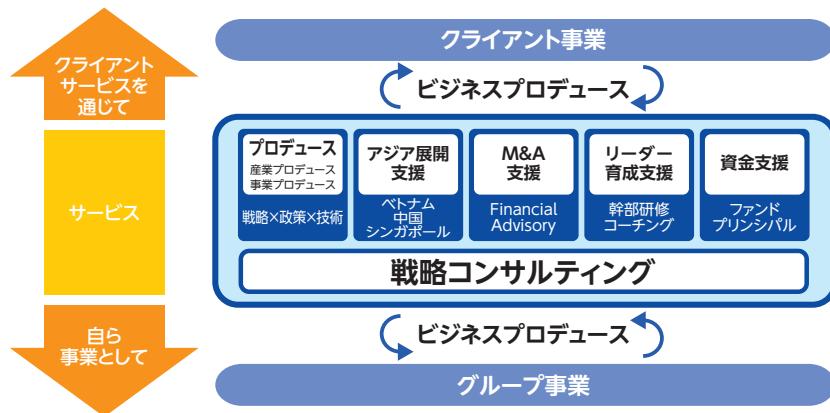
- 当日ご出席の際は、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dreamincubator.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dreamincubator.co.jp/>）に掲載しておりますので、法令及び定款第14条の規定に基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。「会社の体制及び方針」は監査役の監査対象となっております。「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。

1. 企業集団の現況に関する事項

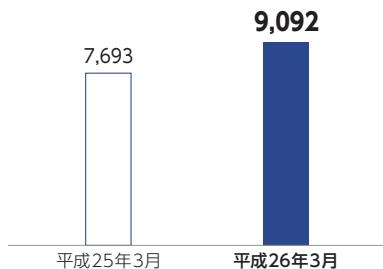
(1) 事業の経過およびその成果

当社および当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高は9,092百万円と前年同期に比べ1,399百万円(18.2%)の増収、経常利益は1,101百万円と前年同期と比べ342百万円(45.1%)の増益、当期純利益は854百万円と前年同期と比べ182百万円(27.2%)の増益となりました。

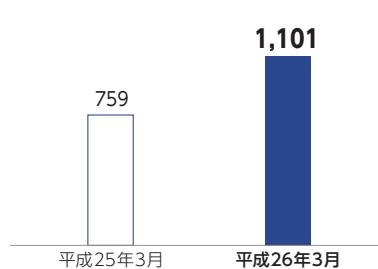
当社グループは、従来型の戦略コンサルティングを超えた「ビジネスプロデュース」という視点で、次代の日本を担う事業創造に取り組んでおり、事業構造は下図のようになっております。



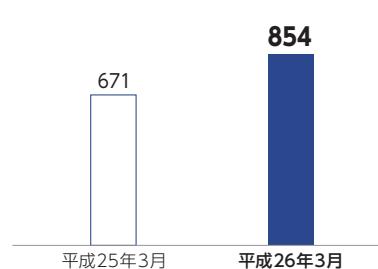
売上高(百万円)



経常利益(百万円)



当期純利益(百万円)



コンサルティング事業セグメント



新たな事業を創造しようとするクライアント企業向けには、戦略コンサルティングを核とした総合プロフェッショナルサービスを提供し、業界を超えた視野と発想でビジネスを構想し、戦略を練り、信頼できるパートナーを集め、社内外をドライブして結果を出すための支援をしています。

既存顧客である大企業への継続的な戦略コンサルティングに加え、経営幹部育成の継続受注やM&Aアドバイザーにおけるクロスボーダー案件のクロージング、海外拠点における現地政府・企業

〈戦略コンサルティング〉

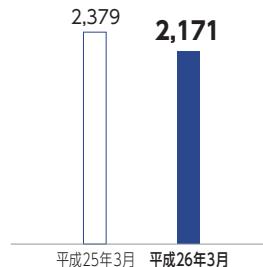
顧客の規模

経常利益	業界*順位 (企業数**)			
	1位	2位	3位	4位以下
5,000億円以上	3			
1,000～5,000億円	3	1	1	4
500～1,000億円	1	1		1
100～500億円	4	3	2	5
100億円未満		1	1	3
合計	11	6	4	13
売上高構成比	55.8%	19.4%	1.1%	15.8%

* (株)ユーザベース「SPEEDA」の業界小分類に基づき、顧客業界を分類

** FA事業、教育事業、海外事業の顧客企業を含む(ただし、非営利団体、ベンチャー、プティック系ファームを除く)

売上高(百万円)

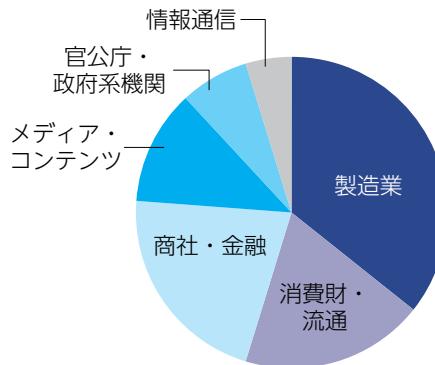


セグメント利益(百万円)



からの受注等がありました。一方で、先行的なR&Dや事業子会社への人材の投入を積極的に行ったことから、当連結会計年度の売上高は2,171百万円(前年同期は2,379百万円)、セグメント利益(営業利益)は490百万円(前年同期はセグメント利益(営業利益)779百万円)となりました。

顧客の業種



〈アジア展開〉

ベトナム・上海・シンガポールの海外3拠点では、現地企業・政府機関と良好な関係を構築し、日本企業のアジア進出の支援等、現地でのビジネスプロデュースを行っています。

DIベトナムでは、ベトナム南部・バリアブントウ省の産業誘致戦略策定など、現地政府に対する産業プロデュースも展開しています。



〈経営幹部育成〉

戦略構築に加え、それを実現するためのリーダー人材開発・組織変革の支援にも注力しています。平成26年2月にはハーバード大学・ケネディスクールのDean Williams博士と共同で、3日間にわたる「グローバル・リーダーシップ・プログラム」を開催しました。海外の一流講師陣とも連携し、「真の変革リーダー」育成を行っています。



〈M&A支援〉

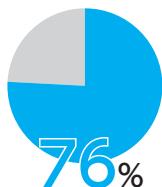
インドを中心にした海外ネットワークを強化し、アジアのクロスボーダー案件のディールフローが活発化しました。当連結会計年度は、エア・ウォーター社によるインド・エレンバリー社への資本参加ならびに、日本ペイント株式会社による独 塗料メーカー・BOLLIG & KEMPER GmbH & CO.KGへの資本参加に対するアドバイザーサービスを実施しました。



ベンチャー投資育成事業

売上高 **6,920**百万円
前期比30.2%増

セグメント利益合計 **1,144**百万円
前期比164.2%増



売上高(百万円)



セグメント利益合計(百万円)



自ら事業を創造するための取り組みとして、グループ会社の事業経営や、イノベーションを起こす次世代のベンチャー企業への投資・育成活動を積極的に行っております。

ベンチャー投資育成事業は、保険事業、営業投資事業、その他事業の各セグメントにより構成されております。

投資の考え方

営業投資

事業投資

取組形態

ハンズオン・ベンチャーキャピタル型
・ビジネスモデル発掘
・経営チーム組成
・投資(持分20%以上)

グループ事業として経営
・ゼロから立ち上げ
・既存企業とのJV
・既存事業へのマジョリティ投資

収益

株式売却益(キャピタルゲイン)

連結利益

対象事業

国内・海外のベンチャー
・デジタルメディア
・IT等
⋮

損害保険(アイペット)
リバースサプライチェーン(リバリュー)
TGC(日本知財ファンド)
映像コンテンツマネジメント(フェノロッサ)
⋮

〈保険事業セグメント〉

保険事業セグメントには、連結子会社であるアイペット損害保険株式会社が運営するペット医療向け保険が含まれます。当連結会計年度においてペット医療向け保険の加入件数は順調に増加し、当連結会計年度の売上高は5,100百万円(前年同期は4,284百万円)、セグメント利益(営業利益)は451百万円(前年同期はセグメント利益(営業利益)460百万円)となりました。



楽天リサーチ及び価格.comのランキングで第1位に選ばれました(2014年3月時点)

〈営業投資事業セグメント〉

営業投資事業セグメントにおいては、既存投資先ベンチャーのうち、当社が深く支援することで成長加速が見込まれる投資先については特に資金と人材を投入してきた結果、今期は4社が新規上場を果たしました。その結果、当連結会計年度の売上高は1,011百万円(前年同期は426百万円)、セグメント利益(営業利益)は835百万円(前年同期はセグメント利益(営業利益)89百万円)となりました。さらに、4社合計で当連結会計年度末時点において、5,876百万円を含み益があります。

当連結会計年度の新規上場投資先



株式会社フォトクリエイト
(写真ネット販売)



株式会社サンワカンパニー
(建材販売)



アライドアーキテツ株式会社
(ソーシャルメディアマーケティング)



株式会社ディー・エル・イー
(キャラクターの新規開発・マーケティングサービス)

また、今期は、次世代事業創出を狙い、デジタルメディア系企業への投資も行いました。



ブレイカー株式会社
(映像配信等マルチプラットフォーム)



株式会社オフィスクレッシェンド
(ドラマ・映画製作)

〈その他事業セグメント〉

連結子会社である株式会社リバリューが運営するリバースサプライチェーン事業および知的財産権への投資事業が含まれ、当連結会計年度の売上高は809百万円(前年同期は603百万円)、セグメント損失(営業損失)は143百万円(前年同期はセグメント損失(営業損失) 116百万円)となりました。

なお、前連結会計年度において、ソフトウェア開発事業を行っていた株式会社デライトが当連結会計年度において清算終了したことに伴い、前年同期数値には、ソフトウェア開発事業に関する数値が含まれております。



【Topics】

■TOKYO GIRLS COLLECTIONが東北に初上陸

2014年4月29日に、東京ガールズコレクションin 福島 2014 supported by XEBIO GROUPが開催されました。東日本大震災からの復興の歩みが続ける福島県で、「SMILE! SMILE! SMILE!」をテーマとして、福島県及び郡山市のご協力を得て開催されたものです。当日は、約1万人が来場し、福島県の小学生がモデルとともにランウェーを歩くイベントや同県産の世界一薄いシルクを使ったウエディングドレスのショーなどが行われました。モデルの土屋アンナさんの福島県知事への表敬訪問や、地元中学校のサプライズ訪問、TGCチャリティオークション収益金の福島災害対策本部への寄付などの様々な取組みも行いました。



当社は、TGCの商標権者として、今後もTGCを通じ、日本の地域産業の活性化にも貢献していきたいと考えています。



©TOKYO GIRLS COLLECTION by girlswalker.com in FUKUSHIMA 2014

(2) 対処すべき課題

プロフェショナル・ファームとしての事業の性質上、当社グループの収益の源泉は人材の質と数であることから、人材育成および人材マネジメントが当社グループが対処すべき課題と考えております。当社のMDP (Multi-Disciplinary Practice) とは、戦略コンサルタントのみならず、技術専門家、政策専門家、法務専門家、公認会計士、インベストメントバンカー等、様々なバックグラウンドを有するプロフェショナル・スタッフが、それぞれの専門領域を融合させて、クライアントに対してチームで支援を行うことです。これによって、従来の戦略コンサルティング会社では提供し得ない、付加価値の高いプロフェッショナルサービスの提供が可能となっております。海外拠点の展開も進むなか、今後は国内のみならず海外においても、多様なプロフェショナルの採用と育成に注力し、質的にも量的にも、当社グループの組織能力を高める取り組みを続けてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は114百万円であり、その主な内容は工具器具備品75百万円であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

【Topics】

■マーケティングに注力

当社グループの提供する“ビジネスプロデュース”の認知度向上を図るべく、マーケティング活動にも注力してまいりました。従来取り組んできた、最先端の経営戦略冊子「Discovery」の発信や、大企業経営者向けセミナーの実施の他に、メディアへの露出を増やし、WebサイトやSNSを活用した情報発信等の新しい取り組みも開始しました。

平成26年5月8日には、Webサイトを刷新し、「The Business Producing Company」として、当社が展開するさまざまな活動を紹介してまいりますので、是非ご覧下さい。

〈Webサイト トップページ〉



<http://www.dreamincubator.co.jp/>

ドリームインキュベータ 検索

〈最近の主なマーケティング活動〉

- 平成25年 7月 経営戦略冊子「Discovery」 vol.10
「集合知」のインパクト 発行
- 平成25年10月 大企業経営者向けセミナー
「『融合』が収益を生む時代のビジネス設計」
を考えるためのセミナーを実施
- 平成25年12月 「JBpress」(日本ビジネスプレス運営)にて、
執行役員 DIベトナム社長の細野恭平が連載を開始
- 平成26年 2月 Facebook 公式ページを開設
<https://www.facebook.com/dreamincubator.jp>
- 平成26年 3月 「東洋経済オンライン」にて、『ビジネスプロデューサー列伝』
の連載を開始 - 聞き手:執行役員 三宅孝之
- 平成26年 4月 テクノロジーグループによる技術トピックス
「DI Technology Views」を Webサイト上で配信開始



大企業経営者セミナー



(8) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区分	第11期	第12期	第13期	第14期(当連結会計年度)
	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高 (百万円)	2,690	6,526	7,693	9,092
経常利益 (百万円)	698	1,104	759	1,101
当期純利益 (百万円)	422	833	671	854
1株当たり当期純利益 (円)	44.14	86.98	70.02	88.13
総資産 (百万円)	8,358	10,551	12,056	19,539
純資産 (百万円)	7,114	8,707	9,622	14,344

(注) 1. 平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

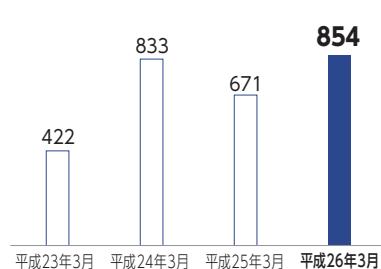
売上高(百万円)



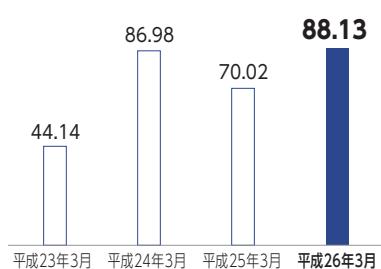
経常利益(百万円)



当期純利益(百万円)



1株当たり当期純利益(円)



総資産(百万円)



純資産(百万円)



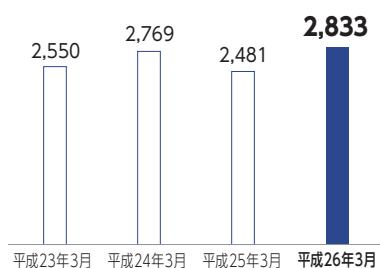
②当社の財産および損益の状況

区分	第11期	第12期	第13期	第14期(当期)
	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高 (百万円)	2,550	2,769	2,481	2,833
経常利益 (百万円)	758	425	391	633
当期純利益 (百万円)	485	421	413	589
1株当たり当期純利益 (円)	50.75	43.96	43.07	60.78
総資産 (百万円)	7,363	7,966	8,469	14,959
純資産 (百万円)	7,196	7,770	8,316	12,774

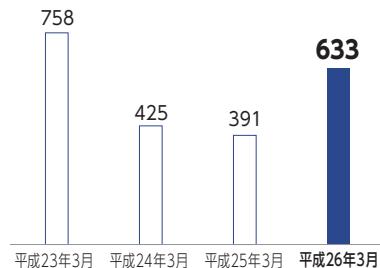
(注) 1. 平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

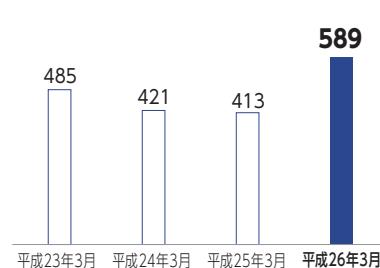
売上高(百万円)



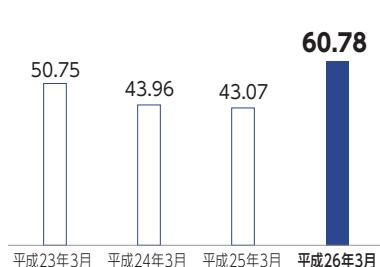
経常利益(百万円)



当期純利益(百万円)



1株当たり当期純利益(円)



総資産(百万円)



純資産(百万円)



(9) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
株式会社リバリュ	470百万円	100.0%	リバースサプライチェーン事業
得爱(上海)企业管理咨询有限公司	700千USドル	100.0%	中国におけるコンサルティング事業
Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company	400億ドン	100.0% (2.0%)	ベトナムにおけるコンサルティングおよび投資事業
アイペット損害保険株式会社	3,064百万円	95.5%	ペット医療向け保険事業
DREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD.	100百万円	100.0%	シンガポールにおけるコンサルティング事業
日本知財ファンド1号投資事業有限責任組合	500百万円	60.0%	知的財産権への投資等
(関連会社)			
DI Investment Partners Limited	2USドル	50.0%	投資事業組合の財産運用および管理事業
DI Asian Industrial Fund, L.P.	5,010百万円	20.1%	ベトナムにおける投資事業
株式会社フェノロッサ	10百万円	20.0%	コンテンツマネジメント事業

(注) ①議決権比率は当社が間接保有しているものも含めて記載しております。

②議決権比率の()内は間接保有比率を内数で記載しております。

(10) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

日本産業を支える各業界リーディングカンパニーや政府の戦略立案等に対するコンサルティング事業および新たな産業の核となるようなベンチャー投資育成事業を行っております。

(11) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）**(当 社)**

本 社:東京都千代田区

(子会社および関連会社)

国 内:株式会社リバリュー(東京都千代田区)

アイペット損害保険株式会社(東京都港区)

日本知財ファンド1号投資事業有限責任組合(東京都港区)

株式会社フェノロッサ(東京都千代田区)

海 外: Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company(ベトナム)

DI Investment Partners Limited(ケイマン諸島)

DI Asian Industrial Fund, L.P.(ケイマン諸島)

得爰(上海)企业管理咨询有限公司(中華人民共和国)

DREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD.(シンガポール)

**(12) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）****①企業集団の従業員数**

従業員数	前連結会計年度末比増減
296名	41名

(注) 上記従業員数には臨時従業員21名は含まれております。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	3名	34.04歳	4.45年

(注) 上記従業員数には臨時従業員1名は含まれております。

(13) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 288,000株

(注) 平成26年4月1日付にて実施した株式分割（1株を100株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、28,512,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 97,829株

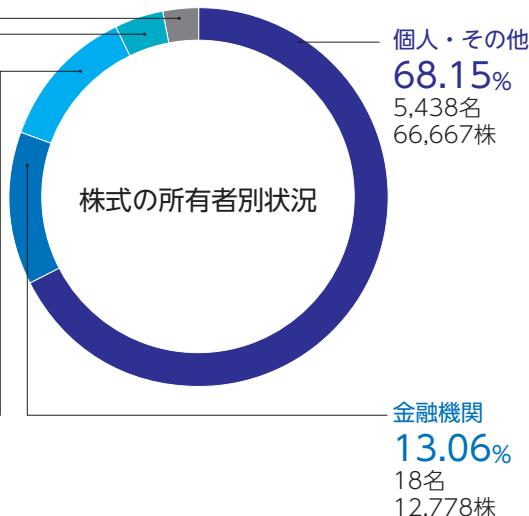
(注) 平成26年4月1日付にて実施した株式分割（1株を100株に分割）に伴い、発行済株式総数は、9,685,071株増加しております。

(3) 株主数 5,570名 (前期末比173名減少)

証券会社
2.08%
23名
2,039株

外国法人等
4.41%
46名
4,310株

その他の国内法人
12.30%
45名
12,035株



(4) 大株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
堀 紘 一	13,429	13.72
古 谷 昇	6,097	6.23
オリックス株式会社	4,682	4.78
株式会社ワイズマン	4,000	4.08
上 嶋 秀 治	3,681	3.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,598	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,384	3.45
山 川 隆 義	2,876	2.93
日本証券金融株式会社	2,300	2.35
宮 内 義 彦	1,925	1.96

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、普通株式の売買単位を100株とするため、平成26年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき100株の割合をもって分割するとともに、当社の普通株式に係る単元株式数を100株とする単元株式制度を採用することを、平成25年11月19日開催の取締役会において決議いたしました。この株式分割および単元株式制度の採用に伴う、投資単位の実質的な変更はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

株主総会決議日	平成16年6月21日	平成17年6月20日	平成23年6月17日	平成24年6月14日
区分	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	2名	2名
新株予約権の数	652個	863個	590個	555個
目的となる株式の数	652株	863株	590株	555株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償	無償	無償
権利行使時の1株当たり 払込金額	224,000円	443,000円～ 579,000円	57,060円	70,040円
権利行使期間	平成18年6月22日から 平成26年6月21日まで	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで	平成25年11月22日から 平成33年6月17日まで	平成26年11月2日から 平成34年6月14日まで

(注) 当社は、平成26年4月1日付で当社普通株式1株を100株とする株式分割を行っており、これに伴い当社役員が保有している新株予約権における、目的となる株式の数および権利行使時の1株当たり払込金額が変更となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

平成25年8月9日開催の取締役会の決議による新株予約権

	当社使用人	子会社の役員および使用人
交付者数	7名	—
新株予約権の数	140個	—
目的となる株式の種類および数	普通株式140株	—
発行価額		20,014円
権利行使時の1株当たり払込金額		140,200円
権利行使期間	平成27年4月1日から平成28年8月26日	
行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 2. 平成26年3月期及び平成27年3月期の「連結営業利益+その他有価証券評価差額金の増減額」の平均値が8億円以上であることを要する。 3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 4. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とし、その詳細な譲渡条件についても取締役会の決議によるものとする。 	

(注) 当社は、平成26年4月1日付で当社普通株式1株を100株とする株式分割を行っており、これに伴い当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権における、目的となる株式の数および権利行使時の1株当たり払込金額が変更となっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀 紘 一	株式会社農林漁業成長産業化支援機構取締役会長（非常勤）
代表取締役社長	山 川 隆 義	—
取 締 役	田 原 総一朗	非常勤 ジャーナリスト
取 締 役	相 葉 宏 二	非常勤 早稲田大学大学院商学研究科教授
常 勤 監 査 役	橋 都 浩 平	—
監 査 役	内 田 成 宣	非常勤 新都市総合法律事務所所長 弁護士
監 査 役	伊与部 恒 雄	非常勤 株式会社イマジカ・ロボットホールディングス取締役

- (注) ①田原総一朗氏および相葉宏二氏は、社外取締役であります。
 ②橋都浩平氏、内田成宣氏および伊与部恒雄氏は、社外監査役であります。
 ③取締役田原総一朗氏および相葉宏二氏、監査役橋都浩平氏、内田成宣氏および伊与部恒雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 ④平成25年6月13日開催の第13回定時株主総会において、監査役補欠者として柴崎弘明氏が選任されております。
 ⑤当社は経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当
社 長	山 川 隆 義	
執 行 役 員	竹 内 孝 明	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	原 田 哲 郎	コーポレート部門担当
執 行 役 員	山 内 宏 隆	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	三 宅 孝 之	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	岩 堀 克 英	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	島 崎 崇	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	宮 宗 孝 光	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	村 田 英 隆	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	石 川 雅 仁	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	細 野 恭 平	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	沼 田 和 敏	ビジネスプロデュース部門担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 4 名 93百万円 (うち社外 2 名12百万円)
 監査役 3 名 22百万円 (うち社外 3 名22百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

(田原総一郎)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回中11回に出席し、主にジャーナリストとしての客観的な視点から発言を行っております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受け取った報酬	—

(相葉宏二)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回中11回に出席し、学識経験者及び戦略コンサルタント経験者としての専門的見地から、主に当社の経営戦略やリスク管理に関する発言を行っております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受け取った報酬	—

②社外監査役に関する事項

(橋都浩平)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会11回の全てに出席し、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか等の法令に関する発言や、財務・会計に関する発言等、全般的に発言を行っております。その他、経営会議、他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を常に監視しております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(内田成宣)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会11回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、主にコンプライアンスに関する発言を行っております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(伊与部恒雄)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会11回の全てに出席し、企業経営に関する専門的な見地から、主に当社及び当社グループの管理体制やガバナンスに関する発言を行っております。その他、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を常に監視しております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受け取った報酬	—

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

23百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社子会社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンプライアンスに関する研修業務の対価を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月8日開催の第6回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づき、新日本有限責任監査法人との間で法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。

(4) 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンプライアンスに関する研修業務の対価を支払っております。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるDream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company、得爰(上海)企业管理咨询咨询有限公司ならびにDREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

ご参考

現金及び預金 ㊦

連結グループ全体の収益の拡大により増加しております。当期末残高のうち、2,997百万円がアイペット損害保険株式会社に帰属するものであります。

営業投資有価証券 ㊦

当期新規上場を果たした4社の投資先株式の時価上昇等により、前期末比で6,135百万円増加しております。当期末における上場株式の含み益(時価－取得原価)は5,876百万円であります。

保険業法第113条繰延資産 ㊦

保険事業は、一般的に開業時に多額の事業費が先行して発生することから、保険業法第113条第1項において、開業から5年間の事業費の一部を繰延資産として繰延べることが制度的に認められております。アイペット損害保険株式会社においても、事業費の一部を繰延べており、一定期間(開業より10年間)にわたって償却しております。

連結貸借対照表

(百万円)

科目	第13期(ご参考) 平成25年3月31日現在	第14期 平成26年3月31日現在
資産の部		
流動資産	9,012	16,322
現金及び預金	4,869	5,535
売掛金	927	1,265
営業投資有価証券	2,653	8,788
投資損失引当金	△221	△118
有価証券	20	20
たな卸資産	53	92
繰延税金資産	341	357
その他	401	416
貸倒引当金	△33	△35
固定資産	1,947	1,851
有形固定資産	198	180
建物及び構築物	136	144
工具器具備品	155	216
その他	44	2
減価償却累計額	△137	△182
無形固定資産	1,438	1,286
のれん	966	847
その他	472	438
投資その他の資産	309	385
投資有価証券	19	10
長期貸付金	79	128
その他	270	304
貸倒引当金	△59	△58
繰延資産	1,095	1,365
保険業法第113条繰延資産	1,095	1,365
資産合計	12,056	19,539

(百万円)

科目	第13期(ご参考) 平成25年3月31日現在	第14期 平成26年3月31日現在
負債の部		
流動負債	2,420	5,026
買掛金	39	29
リース債務	4	1
未払金	92	199
保険契約準備金	1,895	2,399
支払備金	191	268
責任準備金	1,703	2,130
未払法人税等	89	139
繰延税金負債	—	1,969
賞与引当金	30	95
役員賞与引当金	13	20
その他	255	172
固定負債	13	168
リース債務	13	4
繰延税金負債	—	164
負債合計	2,434	5,195
純資産の部		
株主資本	8,872	9,655
資本金	4,638	4,704
資本剰余金	4,819	3,520
利益剰余金	△585	1,430
その他の包括利益累計額	△244	3,697
その他有価証券評価差額金	△146	3,773
為替換算調整勘定	△98	△75
新株予約権	167	186
少数株主持分	827	804
純資産合計	9,622	14,344
負債純資産合計	12,056	19,539

ご参考

④ 保険契約準備金

保険業法において、将来の保険金などの支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です

④ 支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、当期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

④ 責任準備金

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金です。

④ 繰延税金負債

当期末残高は主に、上場株式の含み益が顕在化した場合に発生する税金相当額です。

④ 資本剰余金、利益剰余金

当期、株主の皆様に対する配当実現のために原資の確保を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として資本準備金の額を減少し、欠損填補を行いました。

④ その他有価証券評価差額金

当期末残高は主に、上場株式の含み益が顕在化した場合に発生する利益相当額です。

連結損益計算書

(百万円)

科目	第13期(ご参考)	第14期
	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高	7,693	9,092
売上原価	3,981	4,280
売上総利益	3,711	4,811
販売費及び一般管理費	2,942	3,669
営業利益	768	1,141
営業外収益	33	32
受取利息	5	5
為替差益	22	18
その他	4	8
営業外費用	42	72
出資持分損失	17	68
その他	24	3
経常利益	759	1,101
特別利益	3	—
新株予約権戻入益	3	—
税金等調整前当期純利益	762	1,101
法人税、住民税及び事業税	74	144
法人税等調整額	△ 114	8
少数株主損益調整前当期純利益	802	949
少数株主利益	130	95
当期純利益	671	854

ご参考

④ 売上高

各事業セグメントごとの売上高は次のとおりであります。(括弧内は前年比)

コンサルティング事業セグメント

2,171百万円(▲8.7%)

保険事業セグメント

5,100百万円(+19.0%)

営業投資事業セグメント

1,011百万円(+137.3%)

その他事業セグメント

809百万円(+34.1%)

④ 営業利益

各事業セグメントごとのセグメント損益は次のとおりであります。(括弧内は前年比)

コンサルティング事業セグメント

490百万円(▲37.1%)

保険事業セグメント

451百万円(▲2.0%)

営業投資事業セグメント

835百万円(+838.2%)

その他事業セグメント

▲143百万円

④ 当期純利益

新規上場に伴う投資先上場株式の売却等により、前期比で27.2%増となり、直近8事業年度での最高益となりました。

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成25年4月1日残高	4,638	4,819	△585	8,872
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	65	65		130
欠損填補		△1,161	1,161	—
剰余金の配当		△202		△202
当期純利益			854	854
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額				
連結会計年度中の変動額合計	65	△1,298	2,015	782
平成26年3月31日残高	4,704	3,520	1,430	9,655

(百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成25年4月1日残高	△146	△98	△244	167	827	9,622
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						130
欠損填補						—
剰余金の配当						△202
当期純利益						854
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額	3,919	22	3,942	19	△22	3,939
連結会計年度中の変動額合計	3,919	22	3,942	19	△22	4,722
平成26年3月31日残高	3,773	△75	3,697	186	804	14,344

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

株式会社ドリームインキュベータ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原 仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷口 公一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 敏子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドリームインキュベータ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）橋 都 浩 平 ㊟

監 査 役（社外監査役）内 田 成 宣 ㊟

監 査 役（社外監査役）伊与部 恒 雄 ㊟

貸借対照表

(百万円)

科目	第13期(ご参考) 平成25年3月31日現在	第14期 平成26年3月31日現在	科目	第13期(ご参考) 平成25年3月31日現在	第14期 平成26年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	5,511	11,395	流動負債	152	2,185
現金及び預金	2,459	1,995	未払金	28	51
売掛金	378	497	未払費用	37	22
営業投資有価証券	2,596	8,717	未払法人税等	15	67
投資損失引当金	△221	△118	未払消費税等	18	15
有価証券	20	20	繰延税金負債	—	1,969
仕掛品	—	1	預り金	38	49
前払費用	32	37	金利スワップ負債	9	7
繰延税金資産	126	—	その他	4	2
その他	118	245	負債合計	152	2,185
貸倒引当金	△0	△0	純資産の部		
固定資産	2,957	3,564	株主資本	8,296	8,814
有形固定資産	103	81	資本金	4,638	4,704
建物	99	99	資本剰余金	4,819	3,520
工具器具備品	68	69	資本準備金	4,676	1,225
車両運搬具	9	—	その他資本剰余金	142	2,295
減価償却累計額	△73	△86	利益剰余金	△1,161	589
無形固定資産	16	29	その他利益剰余金	△1,161	589
ソフトウェア	7	5	繰越利益剰余金	△1,161	589
その他	9	23	評価・換算差額等	△146	3,773
投資その他の資産	2,837	3,454	その他有価証券評価差額金	△146	3,773
投資有価証券	19	8	新株予約権	167	186
関係会社株式	2,314	2,954	純資産合計	8,316	12,774
関係会社出資金	302	268	負債純資産合計	8,469	14,959
長期貸付金	79	148			
敷金及び保証金	129	132			
その他	50	—			
貸倒引当金	△59	△58			
資産合計	8,469	14,959			

損益計算書

(百万円)

科目	第13期(ご参考)	第14期
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
売上高	2,481	2,833
売上原価	1,438	1,289
売上総利益	1,042	1,543
販売費及び一般管理費	707	891
営業利益	334	652
営業外収益	65	49
受取利息及び配当金	1	4
有価証券利息	1	0
為替差益	49	37
その他	12	7
営業外費用	8	68
支払利息	0	2
出資持分損失	—	65
その他	7	0
経常利益	391	633
特別利益	3	—
新株予約権戻入益	3	—
特別損失	127	—
関係会社整理損	127	—
税引前当期純利益	267	633
法人税、住民税及び事業税	3	58
法人税等調整額	△148	△13
当期純利益	413	589

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	
平成25年4月1日残高	4,638	4,676	142	4,819
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	65	65		65
資本準備金の取崩		△3,516	3,516	—
欠損填補			△1,161	△1,161
剰余金の配当			△202	△202
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	65	△3,450	2,152	△1,298
平成26年3月31日残高	4,704	1,225	2,295	3,520

(百万円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
平成25年4月1日残高	△1,161	△1,161	
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)			130
資本準備金の取崩			—
欠損填補	1,161	1,161	—
剰余金の配当			△202
当期純利益	589	589	589
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	1,750	1,750	517
平成26年3月31日残高	589	589	8,814

(百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成25年4月1日残高	△146	△146	167	8,316
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				130
資本準備金の取崩				—
欠損填補				—
剰余金の配当				△202
当期純利益				589
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,919	3,919	19	3,939
当期変動額合計	3,919	3,919	19	4,457
平成26年3月31日残高	3,773	3,773	186	12,774

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月15日

株式会社ドリームインキュベータ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原 仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷口 公一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 敏子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）橋 都 浩 平 ㊟

監 査 役（社外監査役）内 田 成 宣 ㊟

監 査 役（社外監査役）伊与部 恒 雄 ㊟

以 上

議案および参考事項

第1号議案

取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。



1

ほり
堀こう
紘いち
一

(昭和20年4月11日生 満69歳)

再任

所有する当社の株式数 13,429株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年 4月 株式会社読売新聞入社
 昭和48年 10月 三菱商事株式会社入社
 昭和55年 6月 ハーバード大学経営大学院経営学修士
 昭和56年 4月 ポストンコンサルティンググループ入社
 昭和61年 5月 同社ヴァイスプレジデント就任
 平成元年 6月 同社代表取締役社長就任
 平成12年 4月 当社設立代表取締役社長就任
 平成18年 6月 当社代表取締役会長就任(現任)
 平成25年 1月 株式会社農林漁業成長産業化支援機構取締役会長(非常勤)就任(現任)



2

やま
山かわ
川たか
隆よし
義

(昭和40年10月2日生 満48歳)

再任

所有する当社の株式数 2,876株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成3年 4月 横河ヒューレット・パッカー株式会社(現日本ヒューレット・パッカー株式会社)入社
 平成7年 10月 ポストンコンサルティンググループ入社
 平成11年 5月 同社プロジェクトマネジャー就任
 平成12年 5月 当社取締役就任
 平成17年 6月 当社取締役副社長就任
 平成18年 6月 当社代表取締役社長就任(現任)



3 **田原 総一郎** (昭9年4月15日生 満80歳)

再任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和38年 4月 テレビ東京入社 テレビドキュメンタリーディレクター
 昭和52年 1月 フリーランスジャーナリストとして政治・経済メディアの評論活動を開始
 平成15年 6月 早稲田大学大隈塾塾頭
 平成15年 6月 当社取締役就任(現任)



4 **宮内 義彦** (昭10年9月13日生 満78歳)

新任

所有する当社の株式数 1,925株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和35年 8月 日綿實業株式会社(現双日株式会社)入社
 昭和39年 4月 オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社
 昭和45年 3月 同社取締役就任
 昭和55年 12月 同社代表取締役社長・グループCEO就任
 平成12年 4月 同社代表取締役会長・グループCEO就任
 平成15年 6月 同社取締役兼代表執行役会長・グループCEO就任(現任)
 平成26年6月24日付で同社シニア・チェアマンに就任予定



5 うえ の ゆき お 上野 征夫 (昭和20年6月20日生 満68歳) 新任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和43年	4月	三菱商事株式会社入社
平成10年	6月	同社取締役 社長室会務局局長
平成13年	4月	同社常務取締役 経営企画部長
平成13年	10月	同社常務執行役員 コーポレート担当役員兼経営企画部長
平成17年	4月	同社取締役 副社長執行役員 国内統括兼関西支社長
平成19年	4月	同社取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー、国内統括
平成22年	6月	同社常任監査役(常勤)(現職)

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.田原総一郎氏、宮内義彦氏および上野征夫氏は、社外取締役候補者であります。
 3.社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

①社外取締役候補者の選任理由および独立性について

田原総一郎氏は、ジャーナリストとしての豊富な経験と見識、客観的な視点を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

宮内義彦氏は、オリックス株式会社の取締役兼代表執行役会長・グループCEOとしての豊富な経験や世界経済に関する深い見識を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

上野征夫氏は、三菱商事株式会社での豊富な勤務経験や、企業経営に専門的な見識を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②社外取締役との責任限定契約について

田原総一郎氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。

宮内義彦氏および上野征夫氏が社外取締役に就任した場合には、両氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結する予定であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役伊与部恒雄氏、本総会終結をもって監査役を辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本監査役候補者の任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



あ い ば こう じ
相 葉 宏 二 (昭和29年2月13日生 満60歳)

新任

所有する当社の株式数 60株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和51年	4月	株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行
昭和57年	6月	ハーバード大学経営大学院経営学修士
昭和57年	12月	ボストンコンサルティンググループ入社
平成2年	12月	同社ヴァイスプレジデント就任
平成5年	6月	有限会社企業特性研究所設立
平成6年	9月	大阪国際大学助教授
平成14年	4月	早稲田大学大学院教授(現任)
平成18年	6月	当社監査役就任
平成23年	6月	当社取締役就任(現任)

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、任期中の監査役は次のとおりであります。

監査役（常勤）



はし づめ こう へい
橋 都 浩 平 (昭和21年3月16日生 満68歳)

所有する当社の株式数 20株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和46年 3月 東京大学医学部小児外科入局
平成 4年 11月 日本赤十字医療センター小児外科部長
平成 9年 2月 東京大学大学院医学系研究科小児外科学教授
平成18年 4月 医療法人徳洲会・東京西徳洲会病院総長
平成23年 10月 医療法人徳洲会・東京西徳洲会病院顧問・小児医療センター長
平成24年 6月 当社監査役就任(現任)

監査役（非常勤）



うち だ あき のり
内 田 成 宣 (昭和21年2月11日生 満68歳)

所有する当社の株式数 180株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 弁護士登録、平山法律事務所入所
昭和59年 4月 伊礼法律事務所入所
昭和63年 4月 新都市総合法律事務所開業(現任)
平成12年 6月 当社監査役就任
平成13年 3月 当社監査役辞任
平成18年 6月 当社監査役就任(現任)

第3号議案

監査役補欠者1名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名の選任をおねがいするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次の通りであります。

しば さき ひろ あき
柴 崎 弘 明 (昭和20年4月26日生 満69歳)

所有する当社の株式数 30株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和43年	4月	日本放送協会(NHK)入社	平成7年	6月	同社広報室部長
平成元年	6月	同社政治部副部長	平成14年	6月	同社専門委員就任
平成2年	6月	同社会長室副部長	平成17年	6月	当社監査役就任

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.柴崎弘明氏は社外監査役候補者であります。

3.社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について

① 社外監査役候補者の選任理由および独立性について

柴崎弘明氏は、過去の豊富な企業勤務経験や当社の事業内容に精通していることから、社外監査役候補者として選任をおねがいするものであります。

② 社外監査役との責任限定契約について

柴崎弘明氏が社外監査役に就任した場合には、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結する予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「ストックオプション」により構成されていましたが、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、新たに、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、第4号議案において同じ。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、株式報酬を取締役の報酬体系に組み込むことで、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成12年10月3日開催の臨時株主総会において、取締役への報酬枠としてご承認いただきました年額300百万円以内とは別枠で、新たな株式報酬を、各事業年度の業績指標及び役位等に応じて、当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在対象となる取締役の員数は2名であり、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり可決されますと対象となる取締役は2名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績指標及び役位等に応じて当社の取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する5事業年度（当初は平成26年3月末で終了する事業年度から平成30年3月末で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の本信託の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間ごとに合計100百万円を上限とする金員を、対象期間の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。

なお、対象期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、本信託の信託期間を5年間延長するとともに、翌5事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、合計100百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続

き延長された信託期間中、取締役に対する月次ポイント数(下記(3)に定める。)の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式(取締役に割り当てられた予定ポイント数(下記(3)に定める。)の残高に相当する当社株式及び取締役に付与された月次ポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、100百万円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の最初の5年間(※)の毎年7月に、同年3月末日で終了した事業年度(すなわち前事業年度。)における業績指標及び役位等に応じて、取締役ごとに一定のポイント数(以下「予定ポイント数」という。)が算出され、割り当てられます(平成26年7月に割り当てる予定ポイント数については、同年3月末日に終了した事業年度における業績指標及び役位等を基準に予定ポイント数を決定する。)。予定ポイント数を割り当てられた取締役に、その後3年間にわたり、取締役に在任している限り、毎月末日に、割り当てられた予定ポイント数を36等分したポイント数(以下「月次ポイント数」という。)が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役に、取締役退任時に、付与されていた月次ポイント数の累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じた当社株式が交付されます。取締役が退任した場合、当該取締役に割り当てられていた予定ポイント数は取り消され、それ以降、月次ポイント数が付与されることはありません。

各取締役に割り当てられる予定ポイント数の1年当たりの総数の上限(なお、かかる上限は、各取締役に付与される月次ポイント数の合計の1年当たりの上限にもなる。)は、15,000ポイントとします。

※上記(2)の本信託の継続が行われた場合には、信託契約の変更が行われた年の翌年以降の5年間とします。

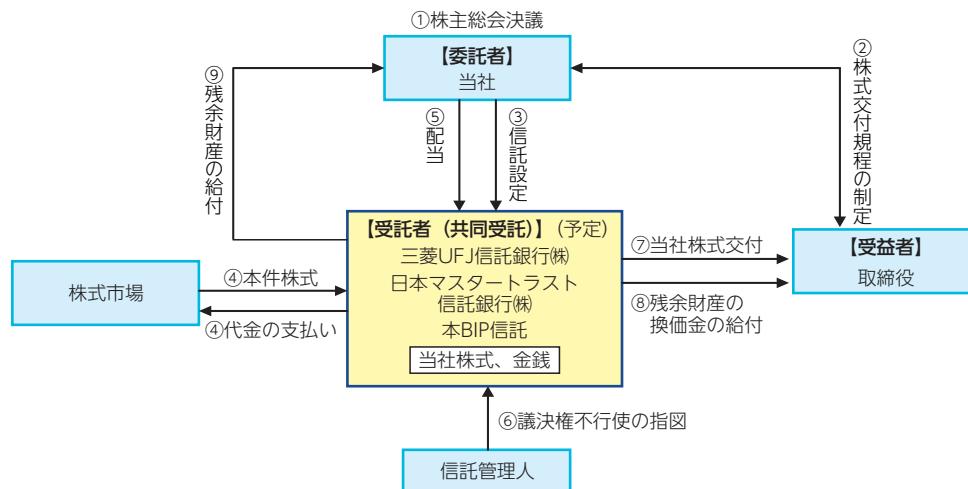
(4) 取締役に対する株式交付時期

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、信託期間(上記(2)の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時において本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることになります。

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、当社平成26年5月12日付「株式交付型インセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」(後記ご参考:当社平成26年5月12日付適時開示の抜粋)をご参照下さい。

(ご参考:当社平成26年5月12日付適時開示の「別紙1」抜粋)
BIP信託の概要



- ①当社はBIP信託の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②当社はBIP信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託(本BIP信託)を設定します。
- ④本BIP信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本BIP信託が取得する株数は、①の総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本BIP信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績指標及び役員等に応じて、取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ)に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に交付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、本BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本BIP信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

(1) 本BIP信託の概要

本BIP信託は、平成26年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下「対象期間」という。)(※)を対象として、各事業年度の業績指標及び役位等に応じて当社株式を役員報酬として交付する制度です。

(※) 下記(4)の本BIP信託の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本BIP信託の導入手続

本株主総会において、本BIP信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができる予定ポイント数(下記(5)に定める。)の1年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)の本BIP信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本BIP信託の対象者(受益者要件)

取締役は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時の累積ポイント数(下記(5)に定める。)に応じた数の当社株式について、本BIP信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ①対象期間中に当社と委任契約を締結している取締役であること(対象期間中に新たに取締役となった者を含む。)
- ②取締役を退任していること(※)
- ③懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤その他、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、信託期間(下記(4)の本BIP信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時において本BIP信託の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

(4) 信託期間

平成26年7月31日(予定)から平成33年8月末日(予定)までの約7年間とします。

なお、対象期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本BIP信託を継続することがあり得ます。その場合、本BIP信託の信託期間を5年間延長するとともに、翌5事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対する月次ポイント数(下記(5)に定める。)の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式(取締役に割り当てられた予定ポイント数の残高に相当する当社株式及び取締役に付与された月次ポイント数に相当

する当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役へ交付される株式数

信託期間中の最初の5年間(※1)の毎年7月に、同年3月末日で終了した事業年度(すなわち前事業年度)における業績指標及び役員等に応じて(※2)、取締役ごとに一定のポイント数(以下「予定ポイント数」という。)が算出され、割り当てられます。予定ポイント数を割り当てられた取締役には、その後3年間にわたり、取締役に在任している限り、毎月末日に、割り当てられた予定ポイント数を36等分したポイント数(以下「月次ポイント数」という。)が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。なお、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役に、取締役退任時に、付与されていた月次ポイント数の累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じた株式が交付されます。取締役が退任した場合、当該取締役に割り当てられていた予定ポイント数は取り消され、それ以降、月次ポイント数が付与されることはありません。

※1 上記(4)の本BIP信託の継続が行われた場合には、信託契約の変更が行われた年の翌年以降の5年間とします。

※2 平成26年7月に割り当てる予定ポイント数については、同年3月末日に終了した事業年度における業績指標及び役員等を基準に予定ポイント数を決定します。

(6) 本BIP信託に拠出される信託金予定額及び本BIP信託から交付される当社株式の予定株数

当社は、本BIP信託に55百万円(※)の信託金を拠出することを予定しております。

※信託期間内の本BIP信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会においては、本BIP信託に拠出することのできる金額の上限を100百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本BIP信託に拠出できる信託金の金額は、かかる上限に服することになります。

上記の予定額は、現在の当社取締役の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

また、本株主総会においては、各取締役に割り当てられる1年当たりの予定ポイント数の総数の上限(なお、かかる上限は、各取締役に付与される月次ポイント数の合計の1年当たりの上限にもなる。)について、15,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役が本BIP信託から交付を受けることができる当社株式の株数は、かかる予定ポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本BIP信託により取得する当社株式の株数(以下「取得株式数」という。)は、かかる1年当たりの予定ポイント数の総数に対象期間の事業年度5を乗じた数に相当する株式数(75,000株)を上限とします。

(7) 本BIP信託による当社株式の取得方法

本BIP信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本BIP信託内の当社株式の株数が信託期間中に各取締役の累積ポイント数に対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本BIP信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社の取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに行われていた累積ポイントに応じた数の当社株式について、退任後に本BIP信託から交付を受けることができます。ただし、信託期間(上記(4)の本BIP信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時において本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

(9) 本BIP信託内の当社株式に関する議決権行使

本BIP信託内にある当社株式(すなわち上記(5)により当社の取締役に交付される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本BIP信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本BIP信託内の当社株式についての剰余金配当は、本BIP信託が受領し、本BIP信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役に対して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

信託期間終了時に剰余株式が生じた場合は、株主還元策として、信託期間(上記(4)の本BIP信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)終了時に、本BIP信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ②信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定)) |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦信託契約日 | 平成26年7月31日(予定) |
| ⑧信託の期間 | 平成26年7月31日(予定)～平成33年8月31日(予定) |
| ⑨制度開始日 | 平成26年7月31日(予定)
(平成26年7月31日から月次ポイント数の付与を開始予定) |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の予定額 | 55百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。) |
| ⑬株式の取得時期 | 平成26年8月1日(予定)～平成26年8月29日(予定)
(四半期決算期末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。) |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

第5号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成26年4月1日付の株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、第7条(単元未満株主の権利制限)の新設をお願いするものであります。

- ①単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- ②現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(<u>単元未満株主の権利制限</u>)</p> <p>第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項に掲げる権利</u> 2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3. <u>募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第7条～第49条 (条文省略)	第8条～第50条 (現行どおり)

以 上

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅
5番出口 / 11番出口から徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線 霞ヶ関駅
■ 日比谷線 霞ヶ関駅
■ 千代田線 霞ヶ関駅
A13番出口から徒歩9分
- 東京メトロ南北線 溜池山王駅
8番出口から徒歩9分

お願い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

開催日時

平成26年6月12日(木) 午前10時

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング35階
東海大学校友会館 阿蘇の間

IRメール配信サービス

当社のIR情報をメールでお届け致します。
ご希望の方は、当社Webサイト ▶「企業情報」
▶「IR情報」 ▶「IRメール配信サービス」からご登録
いただきますようお願い致します。

<http://www.dreamincubator.co.jp/>

ドリームインキュベータ 検索

